

II 就学手続Q & A

Q 1 特別支援学校における教育の対象となるのは、どのような障がいの程度の場合ですか。

特別支援学校における教育の対象となる子どもの障がいの程度については、学校教育法施行令第22条の3に定められています。

(視覚障害者等の障害の程度)

第22条の3 法第75条の政令で定める視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の障害の程度は、次の表に掲げるとおりとする。

区 分	障 害 の 程 度
視 覚 障 害 者	両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
聴 覚 障 害 者	両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のもものうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
知 的 障 害 者	一 知的発達遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻りに援助を必要とする程度のもの 二 知的発達遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
肢 体 不 自 由 者	一 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病 弱 者	一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

備考

- 一 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。
- 二 聴力の測定は、日本工業規格によるオーディオメータによる。

**Q 2 特別支援学級や通級による指導の教育の対象となるのは、どのような障がい
の程度の場合ですか。**

障がいのある児童生徒を小・中学校の特別支援学級及び通級による指導において教育する場合のその教育の対象となる障がいの程度については、「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について」（平成25年10月4日付け25文科初第756号文部科学省初等中等教育局長通知）に示されています。

1 特別支援学級の対象者

区 分	障 害 の 程 度
知的障害者	知的発達遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のも
自閉症・情緒障害者	一 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のも 二 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のも (注)学校教育法施行令22条の3の表「知的障害者」の項に達しない程度の知的障がいを併せ有する場合は、障がいの状態に応じて、知的障がい者を対象とする特別支援学級における教育について検討することが必要である。

2 通級による指導の対象者

区 分	障 害 の 程 度
言語障害者	口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のも
自閉症者	自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のも
情緒障害者	主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のも
弱視者	拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの

<p>難聴者</p>	<p>補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの</p>
<p>学習障害者</p>	<p>全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの</p>
<p>注意欠陥多動性障害者</p>	<p>年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの</p>
<p>肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者</p>	<p>肢体不自由、病弱又は身体虚弱の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの</p>

Q 3 県内の特別支援学校の概要について教えてください。

県内の13校の特別支援学校（うち分校2校）の概要は次のとおりです。

特別支援学校の概要

（平成26年5月現在）

障がい種別	学 校 名		設 置 学 部					寄 宿 舎	関係施設等	ス ク ー ル バ ス
			幼 稚 部	小 学 部	中 学 部	高 等 部	専 攻 科			
視覚障がい	明星視覚支援学校			○	○	○	○	○		○
聴覚障がい	都城さくら聴覚支援学校		○	○	○	○		○		
知的障がい	みなみのかぜ支援学校			○	○	○			ひまわり学園	○
聴覚障がい 及び 知的障がい 及び 肢体不自由	延岡しろや ま支援学校	聴覚障がい教育部門	○	○	○			○	ひかり学園	○
		知的障がい教育部門		○	○	○				
		肢体不自由教育部門		○	○	○				
知的障がい 及び 肢体不自由	みやざき中央支援学校			○	○	○		○		○
	日南くろしお支援学校			○	○	○			つよし学園	○
	都城きりしま支援学校			○	○	○			高千穂学園	○
	都城きりしま支援学校小林校			○	○	○				○
	日向ひまわり支援学校			○	○	○			あかつき学園	
	児湯るびなす支援学校			○	○	○				
	延岡しろやま支援学校高千穂校					○				
肢体不自由	清武せいりゅう支援学校			○	○	○			こども療育センター	○
病 弱	赤江まつばら支援学校		○	○	○	○		○	宮崎東病院	

Q 4 県内の特別支援学校の連絡先について教えてください。

県内の特別支援学校の連絡先及び所在地は下記のとおりです。学校見学や小・中学校と特別支援学校間の転学等に関する問い合わせは、下記までお願いします。

また、県内すべての特別支援学校には、相談窓口があります。保護者をはじめ、幼稚園や保育所、小・中・高等学校等からの相談も受け付けています。

特別支援学校の所在地等

No.	学 校 名	電話番号	郵便番号	所 在 地	
1	明星視覚支援学校	0985-39-1021	880-0121	宮崎市大字島之内1390	
2	都城さくら聴覚支援学校	0986-22-0685	885-0094	都城市都原町7430	
3	みやざき中央支援学校	0985-39-1633	880-0121	宮崎市大字島之内2100	
4	赤江まつばら支援学校	0985-56-0655	880-0911	宮崎市大字田吉4977-371	
5	みなみのかぜ支援学校	0985-85-7851	889-1601	宮崎市清武町木原4257-6	
6	日南くろしお支援学校	0987-23-9212	887-0034	日南市大字風田4030	
7	都城きりしま支援学校	0986-25-1878	885-0092	都城市南横市町7097-2	
8	都城きりしま 支援学校 小林校	(小学部)	0984-23-5177	886-0001	小林市東方3216
		(中学部)	0984-23-8887	886-0001	小林市東方3094-2
		(高等部)	0984-24-5508	886-0007	小林市真方124
9	日向ひまわり支援学校	0982-54-9610	883-0033	日向市大字塩見12161	
10	児湯るびなす支援学校	0983-33-4207	889-1401	児湯郡新富町大字日置1297	
11	清武せいりゅう支援学校	0985-85-6641	889-1601	宮崎市清武町木原4257-9	
12	延岡しろやま支援学校	0982-29-3715	882-0802	延岡市野地町3丁目3477-2	
13	延岡しろやま支援学校 高千穂校(高等部)	0982-73-1077	882-1101	西臼杵郡高千穂町大字三田井 1234	

Q 5 特別支援学校へ入学する場合のし手続や必要な添付書類等について教えてください。

特別支援学校へ入学する場合については、未就学児が4月から入学する場合、小学校を卒業し特別支援学校中学部へ入学する場合があります。

(※ 高等部への入学については、Q 9を参照)

1 未就学児の特別支援学校への入学について

就学予定者のうち、視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、肢体不自由又は病弱者(身体虚弱者を含む。)(以下、視覚障がい者等という。)で、学校教育法施行令第22条の3に規定する程度に該当し、市町村の教育委員会が、その者の障がいの状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況、その他の事情を総合的に検討した結果により、特別支援学校に就学させることが適当であると認められた未就学児については、入学の3か月前(12月31日)までに、様式1により、県教育委員会に特別支援学校への就学についての通知を行わなければなりません。その際、本人・保護者の意見については可能な限り尊重することが必要です。詳しい手続の流れについては、手続要領の「1 満6歳になった者が、特別支援学校入学するときの手続き」を御覧ください。

2 小学校を卒業し特別支援学校中学部への入学について

小学校に在籍している学齢児童(6年)のうち、視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、肢体不自由又は病弱者(身体虚弱者を含む。)で、学校教育法施行令第22条の3に規定する程度に該当し、市町村の教育委員会が障がいの状態等を総合的に検討した結果により、翌学年から特別支援学校に就学させることが適当であると認められた児童については、上記1「未就学児の特別支援学校への入学について」に準じた手続となります。詳しい手続の流れについては、手続要領の「2 小学校から特別支援学校中学部への就学手続き」を御覧ください。

3 添付書類について

特別支援学校への就学の通知には、資料として次のような添付書類が必要です。

(1) 障がいの状態を示す資料等

- ① 療育手帳又は身体障害者手帳の写し
- ② 校内就学指導委員会等の資料など校内での就学についての判断資料
- ③ 市町村就学指導委員会等の判断資料又は個人調書(様式6)

(2) 学齢簿の謄本(原本と相違ないことを証明したもの)

(3) 診断書(入学の理由が病気による場合)

- ※ 保護者の同意書や確約書を求めることは行わないこと。
児童相談所による指導方針書の写しは提出しないこと。

なお、(1)については、入学の理由が病気のみによる場合は必要ありません。

Q 6 小・中学校等から特別支援学校へ転学する場合の手続きや配慮事項について教えてください。

小・中学校等に在籍する学齢児童生徒が、特別支援学校へ転学する場合については、新たに視覚障がい者等となった場合と、視覚障がい者等で障がいの状態等の変化により転学する場合とがあります。

1 新たに視覚障がい者等となり特別支援学校への就学が適当であると認められた者

小・中学校等に在籍する学齢児童生徒で、新たに視覚障がい者等となった者については、小学校長又は中学校長が、様式10により、速やかに市町村の教育委員会にその旨を通知しなければなりません。

学校から通知を受けた市町村教育委員会は、障がいの状態等を総合的に判断して、特別支援学校への就学が適当であるとした場合は、その児童生徒の学齢簿の謄本と障がいの状態を示す資料等を添付して様式11により県教育委員会に通知します。

2 視覚障がい者等で障がいの状態等の変化により特別支援学校への就学が適当であると認められた者

小・中学校に在籍している学齢児童生徒のうち、視覚障がい者等で、学校教育法施行令第22条の3に規定する障がいの程度に該当する者が、障がいの状態に大きな変化がなくとも、学年の進行による教育課程の高度化・複雑化に伴い、教育上必要な支援の内容に変化が生じたことにより、小・中学校に就学させることが適当でなくなったと当該小・中学校の校長が思料する場合には、様式13により、速やかに市町村の教育委員会にその旨を通知しなければなりません。

学校から通知を受けた市町村教育委員会は、当該児童生徒について再度就学先の検討を行い、特別支援学校へ転学させるか、引き続き現在の小・中学校に就学させるか、新たな別の小・中学校へ転学させるかの判断を行う必要があります。障がいの状態等を総合的に判断して、特別支援学校への就学が適当であるとした場合は、その児童生徒の学齢簿の謄本と障がいの状態を示す資料等を添付して、様式14により、県教育委員会に通知します。

転学にあたっては、「教育支援資料」（平成25年10月 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課）を参考にしてください。

特に、年度途中の就学については、慎重に対応することが必要です。市町村教育委員会は保護者、学校等の意見を十分聴くとともに、県教育委員会にもお問い合わせください。

（注）児童福祉施設に入所し、特別支援学校等での教育を受けようとする場合は、まず、入所手続等について、お近くの「児童相談所」に相談してください。

3 添付書類について

特別支援学校への転学の通知に添付する資料は、Q5を参照してください。

Q 7 特別支援学校への入学、転学する場合の学校見学や教育相談について教えてください。

特別支援学校へ入学、転学する場合は、まず、希望する特別支援学校へ連絡を取り、学校見学等を行うよう保護者に勧めてください。学校見学は、特別な行事等がない限り、いつでも可能です。学校見学についての連絡は保護者からでも構いませんし、幼稚園・保育所等、小・中学校等及び市町村教育委員会からでも構いません。

また、県内すべての特別支援学校には教育相談の窓口があります。学校見学と併せて教育相談を受けることをお勧めします。

学校見学等の期日が決まったら、できる限り、本人と保護者で行くように勧めてください。特別支援学校は、本人の様子を知ることで、受入の準備を円滑に進めることができます。また、保護者や本人にとっても、特別支援学校の教育内容を正しく知る機会となり、新しい環境に慣れる第一歩となります。

Q 8 転学日の設定について教えてください。

小・中学校に在籍する学齢児童生徒が、特別支援学校へ転学する場合には、小・中学校の転出する日付と特別支援学校へ転入する日付について、当該市町村教育委員会と特別支援学校間で事前の調整が必要です。

したがって、特別支援学校への転学が分かった時点で、当該市町村教育委員会は、特別支援学校へその旨を連絡し、受入の確認をした後に転学の期日を決定します。

病院等の医療機関への入退院に伴って学校の転学の日付を決める場合は、診断書の入退院の日付をもとに当該市町村教育委員会と特別支援学校間で協議し、転学の期日を決定します。

県内の学校間の転学の場合は、原則として、転出日と転入日の間を空けないことに留意する必要があります。これは、当該児童生徒の学籍の空白をさけるためです。県外の学校間の転学の場合は、市町村の転入手続や移動日等を考慮して、適切に転学の日付を設定することになります。

転学予定日が休日あるいは祝祭日にかかる場合でも、原則として問題はありません。

(休日をはさんだ転学の事例)

8月29日（金）……A校を去った日（最後に登校した日）

30日（土）

31日（日）……A校の最終在籍日（**転出日**）

9月1日（月）……B特別支援学校の受入日（**転入日**）

※指導要録の（ ）内に記入

※指導要録の下段に記入

※受入日（転入日）が基本となって、転出日が決定されます。

(指導要録の記入例)

転学・退学等	(平成26年 8月29日)	← A校を去った日を記入
	平成26年 8月31日	← B特別支援学校へ転入した日の前日を記入

Q 9 特別支援学校の高等部への入学手続について、教えてください。

特別支援学校高等部への入学については、県立高等学校への入学と同様に、入学願書を提出し、入学選考等を受けることとなります。

中学校から特別支援学校高等部への入学を希望する場合は、まず希望する学校に連絡をし、その旨を伝えることが必要です。

次に、入学に関する事前の教育相談と学校見学を兼ねて、直接学校を訪問していただくこととなります。これらは、入学手続以前に行われることが必要ですので、早めの対応を心がけてください。

入学願書の受付、入学選考日、合格発表日については、入学を希望する学校にお問い合わせください。

なお、特別支援学校高等部と県立高等学校との併願はできませんので、中学校においては、本人の将来を見据えた慎重な進路指導を早期から計画的に行うことが必要です。

なお、県外の特別支援学校高等部への入学を希望する場合は、当該県教育委員会の様式等が必要となりますので、必ず期限を確認の上、県教育委員会特別支援教育室へ御連絡下さい。

Q 10 小・中学校等から県外の特別支援学校への就学手続について教えてください。

県外の特別支援学校への就学については、次の2通りの場合があります。

A 県外への転居（住民票の異動を伴う）の場合

B 手術・入院のため、県外の病院に入院する場合

① 併設の特別支援学校等の訪問教育を受ける場合

② 市町村立小・中学校の院内学級で教育を受ける場合

「A」の場合

転出先の市町村で就学に関する手続を行うこととなりますが、異動前に県外の特別支援学校への就学希望があることが分かった時点で、市町村教育委員会から県教育委員会特別支援教育室へ御連絡ください。転出先の都道府県教育委員会に事前に連絡をします。

なお、住民票の異動を伴う県外への転居の場合、通知等は必要ありません。

「Bの①」の場合

区域外就学の手続きが必要となります。（学校教育法施行令第17条の規定による）

市町村教育委員会は、県外の都道府県教育長に宛てた保護者の区域外就学の願い（様式24）に、学齢簿を添えて、県教育委員会に届けてください。（様式25）

詳しい手続の流れについては、手続要領の「9 特別支援学校に関する区域外就学の手続（3）、p26」を御覧ください。

「Bの②」の場合

本県の小・中学校等から他県の市町村立の特別支援学校及び小・中学校院内学級へ転学する場合は、市町村教育委員会間の手続となります。

Q11 特別支援学校で教育を受けていた者が、障がいの状態が改善し、市町村の小・中学校で教育を受けるようになった場合、どのような手続が必要になりますか（視覚障がい者等でなくなった場合）。

赤江まつばら支援学校や清武せいりゅう支援学校の一部の児童生徒は、隣接する病院等に入院しながら、特別支援学校で教育を受けています。また、県立宮崎病院、宮崎大学医学部附属病院等に入院している児童生徒は、赤江まつばら支援学校等の訪問教育を受けています。障がいの状態が改善した場合（視覚障がい者等でなくなった場合）、退院し、地域の小学校や中学校で教育を受けることになります。

退院等により特別支援学校から転出する場合、特別支援学校から県教育委員会へ診断書の写しを添付し、「特別支援学校からの転学通知」（様式15）を行います。転出が分かった時点で、特別支援学校は県教育委員会に事前に連絡をすることになっており、県教育委員会はそれを受けて、「特別支援学校からの転学通知」（様式16）を市町村教育委員会に行い、その通知をもとに、市町村教育委員会は、保護者に小・中学校への就学通知を行うとともに、小・中学校長に氏名及び入学期日等の通知を行うことになります。

退院に伴う転学の場合、診断書の日付をもとに特別支援学校と当該市町村教育委員会との間で調整し、転出・転入の日付を決定することになります。県内の場合は、転出入に伴う期日の空白は空けないことになっていますので、基本的な考えとして、退院の期日が転出日になり、その翌日が転入日になります。

詳しい手続の流れについては、手続要領の「6 特別支援学校から小・中学校等への転学手続」を御覧ください。

上記のような入退院以外に、特別支援学校に在学する児童生徒の障がいの状態が改善され、小・中学校へ転学する場合の手続も同様となります。ただし、この場合は診断書のかわりに、転学に至った経緯を示す資料（校内就学指導委員会の判断資料や心理検査等の資料）の添付が必要となります。

Q 1 2 特別支援学校で教育を受けていた者が、その障がいの状態等の変化により、市町村の小・中学校で教育を受けるようになった場合、どのような手続が必要になりますか。

特別支援学校に在籍する学齢児童生徒のうち、障がいの状態に変化がなくても、教育課程の履修状況に改善が見られたり、生活上の困難を自ら改善できるようになったり、これらに伴う教育上必要な支援の内容や環境、体制に変化が生じたことにより、特別支援学校に就学させることが適当でなくなったと当該特別支援学校の校長が思料する場合においては、当該市町村教育委員会と事前に相談の上、様式17により、県教育委員会にその旨を通知しなければなりません。

学校から通知を受けた県教育委員会は、様式18により、当該児童生徒の居住する市町村の教育委員会にその旨を通知します。

県教育委員会から通知を受けた市町村の教育委員会は、当該児童生徒について再度就学先の検討を行い、小・中学校等へ転学させるか、引き続き現在の特別支援学校に就学させるかの判断を行う必要があります。小・中学校等への転学が適当であると市町村教育委員会が判断した場合、保護者に小・中学校等への就学通知を行うとともに、小・中学校長に氏名及び入学期日等の通知を行うこととなります。

引き続き現在の特別支援学校に就学することが適当であると市町村教育委員会が判断した場合、様式19により、県教育委員会にその旨を通知する必要があります。

市町村の教育委員会から通知を受けた県教育委員会は、様式20により、当該児童生徒の在籍する特別支援学校にその旨を通知します。

Q 13 宮崎大学医学部附属病院や県立宮崎病院に入院中に教育が受けられますか。

基本的には、慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの、又は、身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のものが特別支援学校の対象になります。

宮崎大学医学部附属病院や県立宮崎病院に入院中の学齢児童生徒の教育は、赤江まつばら支援学校の訪問教育の対象となります。ここでは、小・中学校の児童生徒を対象に、週3回2時間の教科の授業を行っています。手続は、「特別支援学校への転学該当者の通知」と同様となります。

短期の入院や治療等を優先するもの等場合によっては、医師や病院の判断で特別支援学校に就学しないことも考えられますので、特別支援学校にお問い合わせください。

(参考)

独立行政法人国立病院機構宮崎病院や愛泉会日南病院に入院している児童生徒については、児湯るびなす支援学校、日南くろしお支援学校の教員を病院に派遣して訪問教育を実施しています。上記以外の病院に入院中の児童生徒については、県教育委員会特別支援教育室へご相談ください。

Q 14 特別支援学校に在籍する者の氏名や住所等に変更が生じた場合は、どうすればよいですか。

学校教育法施行令第13条（学齢簿の加除訂正の通知）に、特別支援学校に在籍する者の学齢簿の加除訂正をしたときは、市町村の教育委員会は、県教育委員会に対し、その旨を通知しなければならないことが示されています。

特別支援学校においては、加除訂正のあった学齢簿を基に、指導要録の記載事項の訂正を行うこととなります。

したがって、学齢簿の記載事項に加除訂正があった場合、様式40及び様式41で通知を行います。

Q 15 特別支援学校小学部又は中学部の全課程を修了した場合の手続について、教えてください。

学校教育法施行令第22条（全課程修了者の通知）に、特別支援学校の学齢児童生徒のうち、特別支援学校の小学部若しくは中学部の全課程を修了した者がいるときは、特別支援学校の校長は、その者の氏名を、様式42により当該児童生徒の居住する市町村の教育委員会に通知しなければならないことが示されています。